

ハチの巣除去作業特記仕様書

横浜市環境創造局
令和2年10月改定

1 (適用)

この仕様書は、公園及び緑地等の維持業務委託において、ハチの巣の除去作業を行う場合に適用する。

2 (作業内容)

- (1) 防護服の着用等安全に留意し、薬剤を用いてハチを駆除するとともに、巣を除去する。
- (2) 事前に公園緑地の利用者や周辺の通行者、作業場所に応じては隣接住民等（以下、「公園緑地の利用者等」とする。）への周知（現地掲示など）を行うこと。
- (3) 除去作業直前に公園緑地の利用者等に注意喚起を行うこと。
- (4) 作業エリアは立ち入り禁止テープなどで明確に区切ること。区切るエリア、時期等については監督員と協議の上行うこと。
- (5) 除去作業中は、作業者の安全を図るとともに、公園緑地の利用者等に被害等が生じないように十分注意すること。
- (6) 薬剤の使用については、薬剤の種類を監督員に報告するとともに、使用方法を遵守し、公園緑地の利用者等の安全について配慮すること。
- (7) 巣及び駆除したハチは持ち帰り、公園緑地内に残さないこと。
- (8) 戻りバチの可能性に配慮して、監督員と協議の上、必要な範囲及び期間、立ち入り禁止とし、必要に応じ注意看板等を掲示すること。
- (9) 全ての作業の完了時には、立ち入り禁止措置に伴うテープなどを片付け、現状に復旧すること。

3 (報告)

- (1) 受託者は作業後、作業区分を確認できるように、ハチの種類、巣の状況、作業状況について監督員に報告すること。
- (2) 受託者は作業前・作業中・作業後について、写真で記録し、監督員へ提出すること。
- (3) 受託者は「農薬使用簿」の様式に準じた薬剤の使用簿を提出すること。

4 (その他)

- (1) 作業は監督員からの指示により行うこと。また、指示があった際はすみやかに作業に着手し、早急に巣を除去すること。
- (2) 受託者は現場状況により、地上高約5mを超える巣の除去作業及び高所作業車が必要な作業となる場合は、事前に監督員と協議すること。